

# よくある質問

Q1 プラスチック製の使い捨てライターはどの分別になりますか？

A1 中身のガスを使い切る、またはガス抜きをしてから「燃やせないごみ」に出してください。



ガスの抜き方

◎火の気のないことを確認して風通しの良い屋外で行ってください。

1. 操作レバーを押し下げる。（火がついた場合は吹き消してください。）
2. 輪ゴムやガムテープなどで押し下げたままのレバーを固定する。
3. そのままの状態を半日ほど火気のない風通しの良い屋外に置いておく。
4. 着火操作をして火がつかなければガス抜きは終了です。

Q2 家庭菜園で使用したビニールはどのようにして出したらよいですか？

A2 汚れていないものは「別回収燃やせるごみ」で出してください。土や泥で汚れているものは「燃やせないごみ」になります。

Q3 「生ごみ」は、なぜ水切りネットや二重袋で出しては駄目なのですか？

A3 集められた生ごみは、袋を破って生ごみを出して発酵分解処理し、堆肥にリサイクルします。このとき二重袋や異物があると、袋を破いたり選別するのに時間がかかり、また、発酵効率が悪くなってしまいます。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

Q4 ティーバッグは「生ごみ」ですか？

A4 中身の紅茶葉は「生ごみ」ですが、そのまま出す場合は、「燃やせるごみ」に出してください。コーヒーかすも「生ごみ」ですが、紙製のフィルターは「燃やせるごみ」になりますので、生ごみに入れないでください。

Q5 草花はどの分別になりますか？

A5 草花は「生ごみ」になります。生ごみの指定袋は10Lが一番大きいサイズですが、草花が入りきらないため「プラスチック製容器」の指定袋を使用して、生ごみの収集日に出してください。  
このとき、草花とプラスチック製容器を一緒に入れしないでください。  
草花は堆肥化処理、プラスチック製容器は再商品化となり、処理先が違いますので、混じっているとリサイクルできなくなります。

Q6 草花を「生ごみ」に出すとき、木の枝も一緒にプラスチック製容器の指定袋に入れてに出してもよいですか？

A6 木の枝は発酵分解処理ができないので、「生ごみ」には出せません。長さ30cm太さ5cm以下にして「燃やせるごみ」に出してください。

Q7 汚れの取れないプラスチック製容器はどうすればよいですか？また、汚れが取れてもカレーやケチャップなどの色が取れません。

A7 汚れの取れないプラスチック製容器は「燃やせるごみ」に出してください。汚れが取れていれば、色が付いていてもプラスチック製容器に出してください。

Q8 家電製品を買ったときの緩衝材（発泡スチロール）はどの分別になりますか？

A8 「プラスチック製容器」に該当します。指定袋に入らない大きさのものは切断して入れてください。

Q9 プラスチック製のバケツも「プラスチック製容器」になりますか？

A9 バケツはプラスチック製品であり、商品の容器や包装物ではないため対象外です。30cm以下であれば「燃やせるごみ」、30cm以上であれば「別回収燃やせるごみ」に出してください。

Q10 「金属類の指定袋（紫色）」は今後使えますか？

A10 「燃やせないごみ」を入れる袋として引き続きご利用いただけます。

Q11 スプレー缶は、なぜ穴を開けないで出すのですか？

A11 穴あけ作業中の事故が多発しておりますので、事故防止の観点から個人で穴を開けないようお願いします。収集後に作業場にて処理します。

Q12 蛍光灯は「有害ごみ」ですが、白熱灯もですか？

A12 蛍光灯は微量の水銀が含まれているので「有害ごみ」になりますが、白熱灯に水銀は含まれていませんので、「燃やせないごみ」に出してください。なお、出すときには割れて怪我をしないように新聞紙などに包んでから指定袋に入れて出してください。

Q13 ごみ袋は1回の収集に何個まで出してもよいのですか？

A13 1回の収集に出せるのは5袋までですので、5個以上出る場合は何回かに分けて出すか、ご自分で処分場まで持ち込む、または北斗市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。許可業者については市役所環境課までお問い合わせください。

Q14 自分の庭でごみを燃やしてもよいのでしょうか？

A14 庭先でドラム缶などでごみを燃やす「野外焼却」は法律で禁止されています。違反した場合は懲役、罰金に処されますので、絶対にしないようお願いします。